

第四次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務 仕様書

1 目的

高齢化の進展、医療の高度化等により、今後も医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険を安定的に運営するためには、地域の特性に応じた医療費適正化対策を効果的・効率的に推進することが重要である。また、医療費の増加は、今後の国民健康保険税の税率等にも影響がでてくる。

このことから、医療費適正化対策及び国民健康保険税率の検討の参考データとして活用することを目的に、レセプトデータ等に基づいた医療費分析及び医療費推計を策定する。

また、国民健康保険法（昭和 33 年法律 192 号）82 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の改正に基づき、健康・医療情報を活用し、効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行うことを目的として計画の見直しを実施する。

2 委託業務名

第四次和光市国民健康保険ヘルスプラン策定支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

4 委託業務の内容

当事業は、次の（１）～（５）で構成され、データ分析等相互に関係性がある内容であることから、目的の円滑な遂行のために、工程や分析内容等については全体として検討し実施する。

(1) 第 4 期和光市国民健康保険事業計画の策定のための調査分析

① 国保被保険者の現状分析

委託者より提供する各種統計資料等を用いて、次のことについて分析を行う。

ア 国民健康保険被保険者の状況（年齢別、エリア別）

イ 県内・県外医療機関の受診動向

② 国保医療費の現状分析

委託者より提供するレセプトデータや各種統計資料等を用いて、次のことについて分析を行う。

ア 医療費の動向（年齢別、診療種類別、疾病分類別など）

イ 医療費の要因分析（一人当たり医療費、年齢別、疾病分類別、入院・入院外別疾病分析、調剤分析など）

- ウ 後期高齢者医療制度・介護保険との関連に関する分析
- エ 主な疾患に関する分析（併発の状況、循環器疾患（脳心血管疾患）及び腎不全の状況、人工透析の状況等を国・県との比較を含めて分析）
- オ レセプト新規発生者の国保加入年齢及び新規レセプト発生までの期間の状況
- カ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 等

② 医療費推計等

- ア 被保険者数の推計（10年間）
- イ 将来医療費（10年間）の推計（医療費抑制事業実施後の推計含む。）
- ウ 和光市国民健康保険事業費納付金の推計及び和光市国民健康保険財政推計（市が提供する条件等に基づく試算）

(2) 第3期和光市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直し

国が示す第3期データヘルス計画策定の手引き及び第4期特定健診・特定保健指導の見直し内容等に基づき、委託者より提供する健診結果、レセプトデータ、各種統計資料等を用いて、主に次のことについて分析・作成を行う。

① 保健事業全般の状況

- ア 医療費適正化の取組の状況
- イ 健康増進・疾病予防に関する取組の状況
- ウ 疾病進行・重症化予防に関する取組の状況

② 保健事業の実施状況と医療費の比較

③ 健康課題の抽出・まとめ

④ 施策の視点

(3) 第4期和光市特定健康診査等実施計画の見直し

① 特定健診の状況

- ア 特定健診受診率の経年変化
- イ 年齢別・地区別の特定健診の受診状況
- ウ 性別・年齢別・地区別の特定健診結果の状況
- エ 健診未受診者の状況・分析
- オ 受診者の血糖・脂質・血圧等のリスク状況
- カ 特定健診の質問項目の回答の状況

② 特定保健指導の状況

- ア 特定保健指導実施率・終了率の経年変化
- イ 実施者と非実施者の翌年度以降の健診結果の比較・効果分析
- ウ 内臓脂肪症候群・予備群の状況及び減少率の経年変化
- エ 保健指導実施と医療費の状況・関係性の分析

③ 特定健診受診状況と医療費の比較（健診項目別有所見者、未受診者との比較など）

④ 課題のまとめ

(4) 第四次和光市国民健康保険ヘルスプランの計画書の作成・印刷

① 計画書案の作成

② 計画書の印刷

確定した計画書のデザインを行い、印刷（表紙等はカラー印刷、冊子内部はモノクロ）して納品する。納品部数は30部とする。また、電子データについても納品する。

③ 概要版の作成

概要版を作成し、電子データで納品する。

5 業務計画

受託者は、作業着手前に本仕様書を熟知したうえ、各工程の業務方法及び内容について業務計画書を立案し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

6 納入物

4にかかる成果物（分析データ、計画書、概要版等）の電子データ（磁気ディスク2部）及び計画書30部を7に示す場所に納品する。

7 納入場所

納入場所は、和光市健康部保険年金課とする。

8 上記に規定のない事項

上記に規定のない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。